

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う令和8年度のB類疾病に係る個別予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年4月1日

小牧市長 天 野 正 基

1 種類

- (1) インフルエンザ（標準量インフルエンザワクチン並びに高用量インフルエンザワクチン）
- (2) 新型コロナウイルス感染症
- (3) 高齢者肺炎球菌
- (4) 帯状疱疹

2 対象者

- (1) インフルエンザ
 - ア 65歳以上の者
 - イ 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
 - ウ 高用量インフルエンザワクチンは、75歳以上の者を対象とする。
- (2) 新型コロナウイルス感染症
 - ア 65歳以上の者
 - イ 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
- (3) 肺炎球菌感染症（高齢者肺炎球菌）

- ア 65歳の者
- イ 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
- ウ すでに肺炎球菌の予防接種を受けた方を除く。

(4) 帯状疱疹

- ア 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者
- イ 60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

3 期間

高齢者肺炎球菌・帯状疱疹：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症：令和8年10月1日から
令和9年1月31日まで（ワクチンの流通状況等により変更あり）

4 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

(1) 予防接種を受けることができない者

- ア 明らかに発熱のある者
- イ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- ウ その日に受ける予防接種、又は予防接種に含まれる成分により、アナフィラキシーを起こしたりしたことのある者
- エ その他、医師が不適切な状態と判断した者

(2) 予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなくてはならない者

- ア 心臓病、腎臓病、肝臓病や血液の病気などで治療を受けている者
- イ 発育が悪く、医師や保健師の指導を継続して受けている者
- ウ 未熟児で生まれて発育の悪い者
- エ カゼなどのひきはじめと思われる者
- オ 前に受けたとき、2日以内に発熱、発しん、じんましんなどアレルギーを思われる異常がみられた者

- カ 薬の投与を受けて皮膚に発しんが出たり、体に異常をきたしたことがある者
- キ 家族や周りの者が妊娠しているまたは可能性がある者
- ク 今までにけいれんをおこしたことがある者
- ケ 過去に中耳炎や肺炎などによくかかり、免疫状態を検査して異常を指摘されたことがある者
- コ ワクチンの培養に使う卵の成分、抗生物質、安定剤などにアレルギーがあるといわれたことがある者
- サ 家族、遊び友達、クラスメートの間に、麻しん（はしか）、風しん、おたふくかぜ、水痘（みずぼうそう）などの病気が流行している時で、受ける本人がその病気にかかっていない者

5 料金（法第24条の規定により徴収する実費）

（1） インフルエンザ

- ・ 標準量インフルエンザワクチン 1, 200円
- ・ 高用量インフルエンザワクチン 2, 500円

（2） 新型コロナウイルス感染症 4, 500円

（3） 高齢者肺炎球菌 3, 500円

（4） 帯状疱疹

- ・ 乾燥弱毒生水痘ワクチン 2, 400円
- ・ 乾燥組換え帯状疱疹ワクチン 6, 600円

6 場所

小牧市予防接種指定医療機関（別紙）

